

「薬局の求められる機能とあるべき姿」 について

平成26年3月20日
医薬分業指導者協議会

厚生労働省 医薬食品局総務課 蓮見由佳

「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について

- 近年の社会情勢の変化を踏まえた望ましい形のかかりつけ薬局を推進するための指針として、厚生労働科学研究事業※により「薬局の求められる機能とあるべき姿」がとりまとめられた(平成26年1月 日本医療薬学会公表)。

※「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の脚臺とアウトカムの評価研究」(主任研究者:安原真人・東京医科歯科大学医学部附属病院薬剤部教授、一般社団法人日本医療薬学会会頭)

• 主な内容

【薬局・薬剤師に求められる機能に関する基本的な考え方】

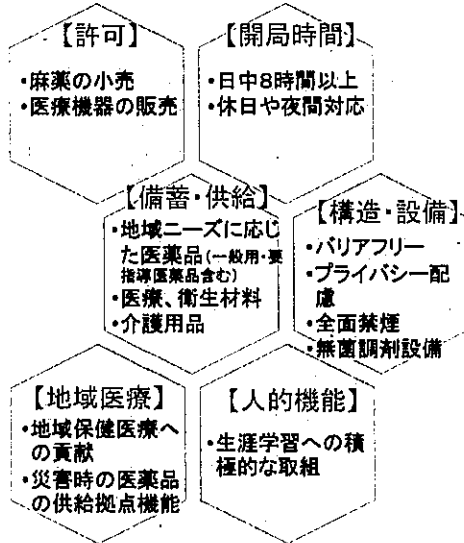
1. 最適な薬物療法を提供する医療の担い手としての役割が期待
 2. 医療の質の確保・向上や医療安全の確保の観点から、医療機関等と連携してチーム医療を積極的に取り組むことが求められる
 3. 在宅医療において、地域における医薬品等の供給体制や適切な服薬支援を行う体制の確保・充実に取り組むべき
 4. 医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としての役割に留まらず、後発医薬品の使用促進や残薬解消といった医療の効率化について、より積極的な関与も求められる
 5. セルフメディケーションの推進のために、地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を發揮すべき
 6. 患者の治療歴のみならず、生活習慣も踏まえた全般的な薬学的管理に責任を持つべき
- ⇒ 基本的な考え方の下、薬局が備えるべき基本的体制及び薬学的管理の在り方について、確保すべき又は取り組むべき項目を示している。

※ 一般社団法人日本医療薬学会 「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について
<http://www.jsphcs.jp/cont/14/0107-1.html>

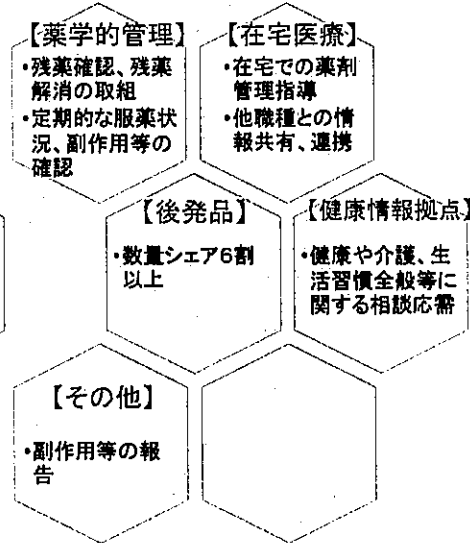
2

薬局に求められる主な要件

1. 基本的な体制に関するもの

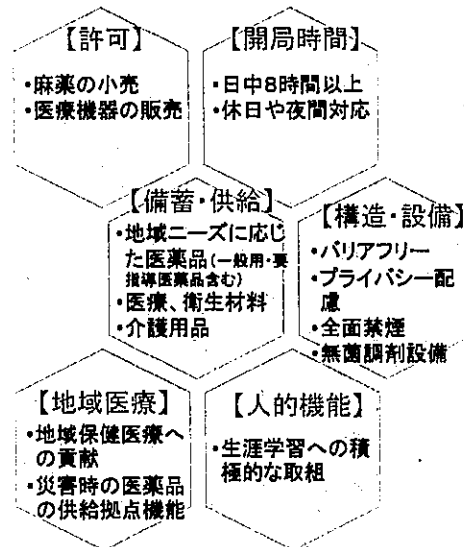


2. 薬物療法・薬学的管理に関するもの

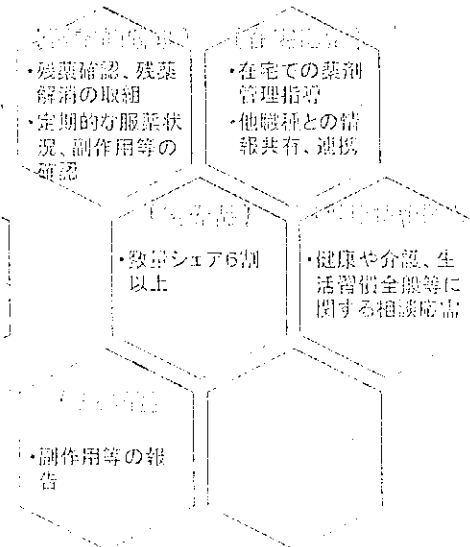


薬局に求められる主な要件

1. 基本的な体制に関するもの



2. 薬物療法・薬学的管理に関するもの



薬局の求められる機能とあるべき姿(概要)①

1. 薬局が備えるべき基本的体制について

(1) 薬局が受けるべき許可等

- ・各種公費医療制度、麻薬小売制度の免許、医療機器の販売業の許可等

(2) 薬局の開局時間

- ・午前8時～午後7時までの時間帯に8時間以上連続して開局していること
(近隣の医療機関にあわせた開局時間では、地域における薬局としての必要な機能を果たすことが困難なため)
- ・休日、夜間等の対応が可能である体制を整備していること
(他の薬局との連携による整備も含む。また、24時間対応可能な体制を整えることはより望ましい)

(3) 医薬品等の備蓄

- ・地域のニーズに対応し、後発医薬品の積極的な使用の妨げにならないよう、必要な医薬品を備蓄・供給できる体制を構築していること
- ・在宅医療で用いられる医療、衛生材料等の販売を行っていること
- ・介護用品の販売又は販売先を紹介できる体制が整備されていること
- ・第1類医薬品を含む一般用医薬品(及び要指導医薬品)を販売していること

5

薬局の求められる機能とあるべき姿(概要)②

1. 薬局が備えるべき基本的体制について

(4) 薬局が備えるべき構造・設備

- ・バリアフリー、プライバシーの配慮、全面禁煙又は分煙等の措置
- ・クリーンベンチ等、無菌調剤を実施できる設備を有していること
(他の薬局との共同利用も含む)

(5) 地域医療における役割

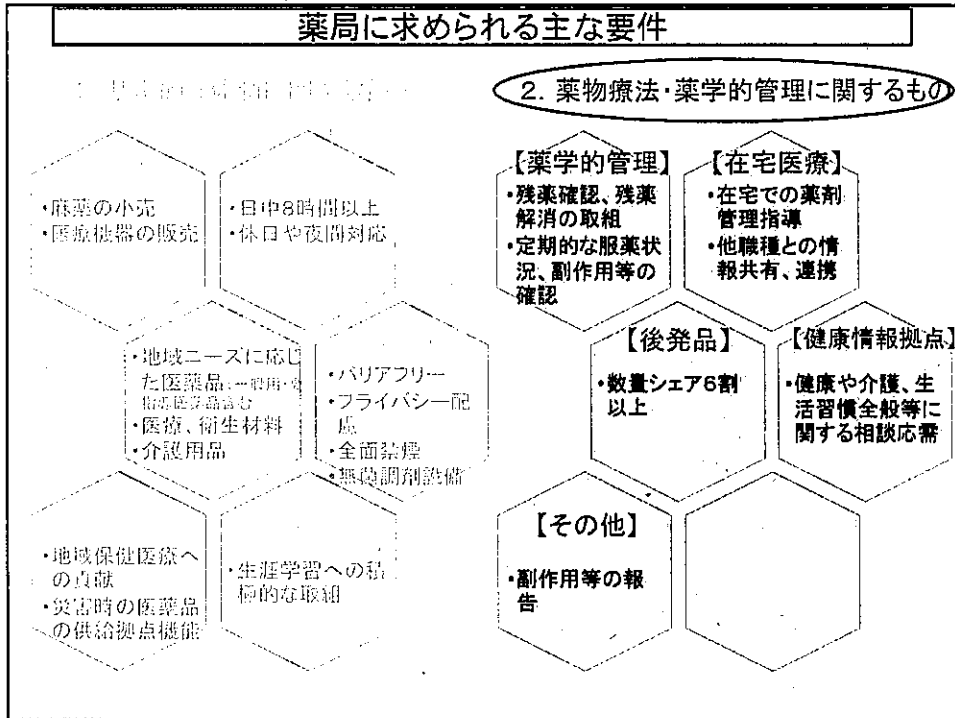
- ・地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携をとり、地域保健医療に貢献していること
- ・事前に地域の拠点薬局等と連携し、災害時の医薬品の供給拠点機能を果たせること

(6) 薬局の人的機能

- ・勤務薬剤師が、薬剤師としての業務内容の向上に資する生涯学習に積極的に取り組んでいること
- ・薬局開設者が月1回以上の頻度で、勤務薬剤師に研修等を受講させる機会を設けること

6

薬局に求められる主な要件



薬局の求められる機能とあるべき姿(概要)③

2. 薬局における薬物療法(薬学的管理)の実施について

(1) 薬学的管理

- ・副作用や期待される効能の発現状況の確認を行い、薬学的見地から医師に対して疑義照会を行うとともに、薬剤の変更や減量等の提案を行っていること
- ・飲み忘れ、飲み残し等による残薬を確認していること、残薬の解消に取り組んでいること
- ・一定期間を超える長期処方について、薬学的管理を充実させる観点から、処方内容を分割し調剤するなどにより、定期的に服薬状況、薬物療法の効果、患者の副作用の発現状況の確認等を行っていること
- ・患者のアドヒアランス向上への取組みを行っていること(お薬手帳の積極的な活用等)
- ・一般用医薬品(及び要指導医薬品)の販売の際には、購入者の薬物療法の治療歴や医療用医薬品の使用状況その背景事情等を把握した上で情報提供を行い、必要に応じて医療機関へのアクセスの確保を行っていること
- (医療用医薬品を調剤する際も、一般用医薬品の使用状況等を把握した上で行うこと)

薬局の求められる機能とあるべき姿(概要)④

2. 薬局における薬物療法(薬学的管理)の実施について

(2) 在宅医療への取組み

・在宅薬剤管理指導を実施するとともに、患者や地域住民に対する広報や近隣の医療機関、自治体等に周知を行っていること

・多職種との情報共有を行うなど、連携して在宅医療の実施に取り組んでいること

・在宅薬剤管理指導の実施に当たっては、薬剤師一人につき、一日当たりの患者数が過剰な人数にならないよう、適切な人数までとするべき

(3) 後発医薬品の使用促進

・調剤される医薬品に占める後発医薬品の数量シェアが60%を超えていること

9

薬局の求められる機能とあるべき姿(概要)⑤

2. 薬局における薬物療法(薬学的管理)の実施について

(4) 健康情報拠点としての役割

・薬局利用者本人又はその家族等からの健康や介護等に関する相談を受け、解決策の提案や適当な行政・関係機関への連絡・紹介を行っていること

・栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙など生活習慣全般に係る相談についても応需・対応し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組みを行っていること

(5) その他の備えるべき機能

・薬事法第77条の4の2第2項に基づき、医薬品等に係る副作用等の報告を行っていること

10

平成25年度厚生労働科学研究費補助金
 (医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
 薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究

「薬局の求められる機能とあるべき姿」

アンケート調査(速報)

※分担研究者：北里大学・吉山友二先生よりご提供いただきました。

(1) 薬局が備えるべき基本的体制について

薬局が備えるべき基本的体制については、
 一部実現状況の低い事項があるものの、ほぼ全ての
 調査項目について多くの薬局が実現していると言える。

	調査項目	実現状況※
①薬局が受けるべき許可等	公費医療制度による指定	97.8%
	麻薬小売業者の免許等	69.4%
②薬局の開局時間		80.8%
③医薬品の備蓄	医薬品の備蓄	94.8%
	在宅医療で使用する医療・衛生材 料の販売等	74.2%
	近隣薬局からの調達体制	95.6%
	一般用医薬品の販売	71.6%
④薬局が備えるべき構造・設備	薬局の構造	61.1%
	無菌調剤実施設備	24.0%
	情報収集管理体制	97.4%
⑤地域医療における役割	地域連携	77.7%
	廃棄物処理	76.9%
⑥薬局の人的機能		80.8%

(2)薬局における薬物療法(薬学的管理)の実施について

薬局における薬物療法(薬学的管理)の実施については、薬学的管理やその他の備えるべき機能については実現している薬局が多くを占める一方で、薬局在宅医療への取組みや後発医薬品の使用促進については実現していると回答する薬局が5割を下回るなど、調査項目毎に実現状況にばらつきが出る結果となった。

(2)薬局における薬物療法(薬学的管理)の実施について

	調査項目	実現状況 ※
①薬学的管理	医師への疑義照会等	99.1%
	麻薬等処方患者への薬学的管理等	91.3%
	残薬の確認・対処	94.8%
	分割調剤	51.1%
	お薬手帳	93.4%
	一般用医薬品販売時の対応	87.8%
	②在宅医療への取組み	
③後発医薬品の使用促進		37.1%
④健康情報拠点としての役割	健康情報拠点としての役割	79.9%
	各種資格の取得	38.0%
⑤その他の備えるべき機能	副作用等の報告	74.7%

在宅療養を支援する薬局における基準調剤加算の見直し

通則 在宅患者訪問薬剤管理指導を行うことができる旨を薬剤情報提供文書において情報提供すること及び麻薬小売業者の免許を受けていることを要件に追加し、いわゆる「かかりつけ薬局」としての機能の整備を求める。

現行	改定後
<p>(基準調剤加算の施設基準)</p> <p>通則</p> <p>イ、ロ、ハ 略</p> <p>ニ 閉局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>ホ 適切な薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(新規)</p>	<p>(基準調剤加算の施設基準)</p> <p>通則</p> <p>イ、ロ、ハ 略 (削除)</p> <p>三 適切な薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制及び機能が整備されており、患者に対し在宅に係る当該薬局の体制の情報を提供していること。</p> <p>ホ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。</p>
<p><施設基準通知にて></p> <p>・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを記載した薬剤情報提供文書を交付すること。</p> <p>・「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について(平成26年1月21日薬食総発0121第1号)の別添に掲げる機能について、整備するよう努めること。</p> <p>特に次に掲げる機能について可能な限り整備するよう努めること。</p> <p>①プライバシーに配慮したパーテーション等で区切られた独立したカウンター</p> <p>②購入者の薬剤服用歴の記録に基づいた一般用医薬品の販売</p> <p>③健康相談の応需・対応等による地域健康情報拠点としての役割</p>	

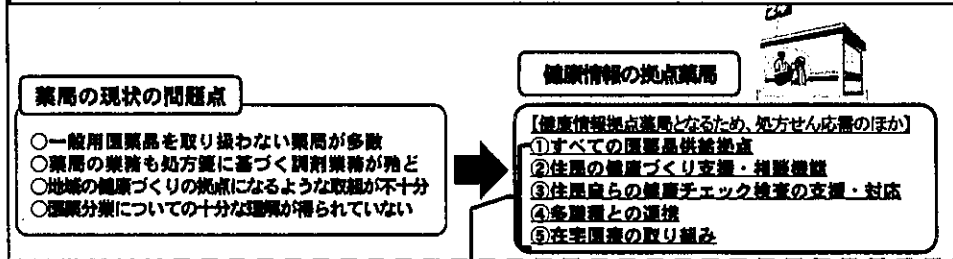
15

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進 平成26年度予算案 239,277千円

●日本再興戦略(6月14日 閣議決定)【抜粋】

○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」



拠点薬局モデル事業の実施

<拠点薬局としての充実・強化>

●セルフメディケーション推進のための実施計画策定【必須】

●一般用医薬品等の適正使用に関する健康相談窓口の設置や普及啓発【必須】

←一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資料の作成・配布

◇セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催等【以下のメニューから適宜選択】

←食生活(健康食品含む)、禁煙、心の健康、高齢者(介護)、アルコール、在宅医療

◇健康チェックの支援・対応【選択】

←健康チェックを行う体制(血圧計などの検査機器を設置し、消費者が継続的に薬局を訪問し利用することで、相談窓口やセミナーを活用するなど、セルフメディケーションの意識付けを図る)

16

(参考)

○「**薬局の求められる機能とあるべき姿**」の公表について
(抜粋)

平成26年1月21日
薬食総発0121第1号

(中略) 貴都道府県における適切な医薬分業及びかかりつけ薬局機能の強化のための取組の推進に当たって、本報告書の内容をご活用いただくとともに、貴管下薬局、その他の貴管内の関係団体に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省では、かかりつけ薬局機能の強化のための取組の一環として、平成26年度政府予算案に、全ての都道府県を対象として、「**薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業**」に係る予算を計上していることを申し添えます。

ご静聴ありがとうございました。

一言宣伝！

おくすり情報：普及啓発、法令検索、統計、最近の話題、薬剤師・薬学教育等の情報が入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>

